

[事案 27-27] 配当金支払請求

・平成 27 年 9 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

契約時に募集人から説明された満期時受取額が契約の内容になっているとして、実際の満期時受取額との差額と遅延損害金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 56 年 3 月に契約した養老保険について、以下の理由により、募集人から説明された満期時受取金額と実際の金額との差額および遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人より、「満期時は 1,000 万円以上の受取りが確実に可能」と説明されたが提示内容が、加入時点における計算であり、将来の支払いを約束するものではないことの説明は受けていない。
- (2) 募集人の説明が契約の内容になっているので、1,000 万円と満期時受取額約 625 万円との差額および遅延損害金を支払ってほしい。
- (3) 仮にそのような契約が成立していないとしても、募集人の説明義務違反があったので、上記金額を損害額とする損害賠償を請求する。

<保険会社の主張>

募集人は、契約の際、申立人が主張するような説明は行なっておらず、提案書にもとづき配当金について今後変動する可能性があり、そのため将来の支払額を約束するものではない旨の説明をしたと思われるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、募集人は、退職しており事情聴取はできなかったが、申立人は、昭和 60 年 8 月に本件契約を転換し、その後、平成 2 年 10 月頃に同転換の遡及取消しの申出をし保険会社がこれに応じていることから、転換を担当した募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件契約が申立人の主張する契約内容になっているとは認められず、また、実際に既払保険料を上回る満期時受取額が支払われており、申立人には損害が発生していないので損害賠償請求も認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 昭和 60 年 8 月の契約転換が取消しされた経緯からすると、満期時受取額について申立人が誤認して契約したと推認される。
- (2) 上記転換取消時にもこの誤解は解消されなかったが、それは、本件契約の復旧後に交付された保険会社作成の書面の記載からは将来の内容（満期時受取額）が正確に理解できない可能性があることが原因の一つになったと考えられる。